五　一から三までの規定により許可を受けようとする者から在留期間の更新の申請又は在留資格の変更の申請があったときは、当該申請を行った外国人（以下「申請人」という。）が行おうとする活動の区分に応じて、次に掲げる方法により点数を計算するものとする。ただし、当該申請人が所属機関から受ける報酬の年額が、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額に満たない場合は、その合計の点数は零とする。

1　高度人材告示第二条の表イの項の下欄に掲げる活動又は別表第一の一に掲げる活動　当該申請人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申請人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、申請の時点における当該申請人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。	二十
職歴	イ　従事しようとする研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	十五
	ロ　従事しようとする研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ハ　従事しようとする研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	五
年収	イ　所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	四十
	ロ　所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ　所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ　所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ　所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	十五
	ト　所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。	十
年齢	イ　申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五
研究実績	次のいずれか一以上に該当すること。 イ　発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 ロ　日本政府又は外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 ハ　我が国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申請人が責任を持って論文に関する問い合わせに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。 ニ　イからハまでに該当しない研究実績で申請人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五
特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げるものを受けていること。	十
	ロ　申請人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	五
	ハ　申請人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十

2　高度人材告示第二条の表ロの項の下欄に掲げる活動又は別表第一の二に掲げる活動　当該申請人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申請人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、申請の時点における当該申請人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　修士の学位又は専門職学位を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。	二十
	ハ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイ又はロに該当する場合を除く。）。	十
職歴	イ　従事しようとする業務について十年以上の実務経験があること。	二十
	ロ　従事しようとする業務について七年以上十年未満の実務経験があること。	十五
	ハ　従事しようとする業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ニ　従事しようとする業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	五